

伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン

(平成 29 年度～33 年度)

素案

平成●●年●月

伊賀市・笠置町・南山城村

第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項

1. 定住自立圏の名称
2. 圏域を構成する市町村の名称
3. 定住自立圏共生ビジョンの目的
4. 定住自立圏共生ビジョンの期間

第2章 圏域の概況と将来像

1. 圏域を構成する市町村の概要
2. 各市町村の人口と面積
3. 伊賀・山城南定住自立圏の経緯
4. 圏域の状況
5. 圏域の将来像
6. 圏域人口の将来目標
7. 圏域の高齢化率の将来展望
8. 中心市と連携市町村の役割

第3章 伊賀・山城南定住自立圏の取組

1. 協定項目一覧表
2. 具体的な取組の体系図

第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

1. 生活機能の強化に係る政策分野
2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

資料編

1. 伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱
2. 伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿
3. 伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン策定経過
4. 定住自立圏構想中心市宣言
5. 定住自立圏の形成に関する協定書【笠置町・南山城村】

第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項

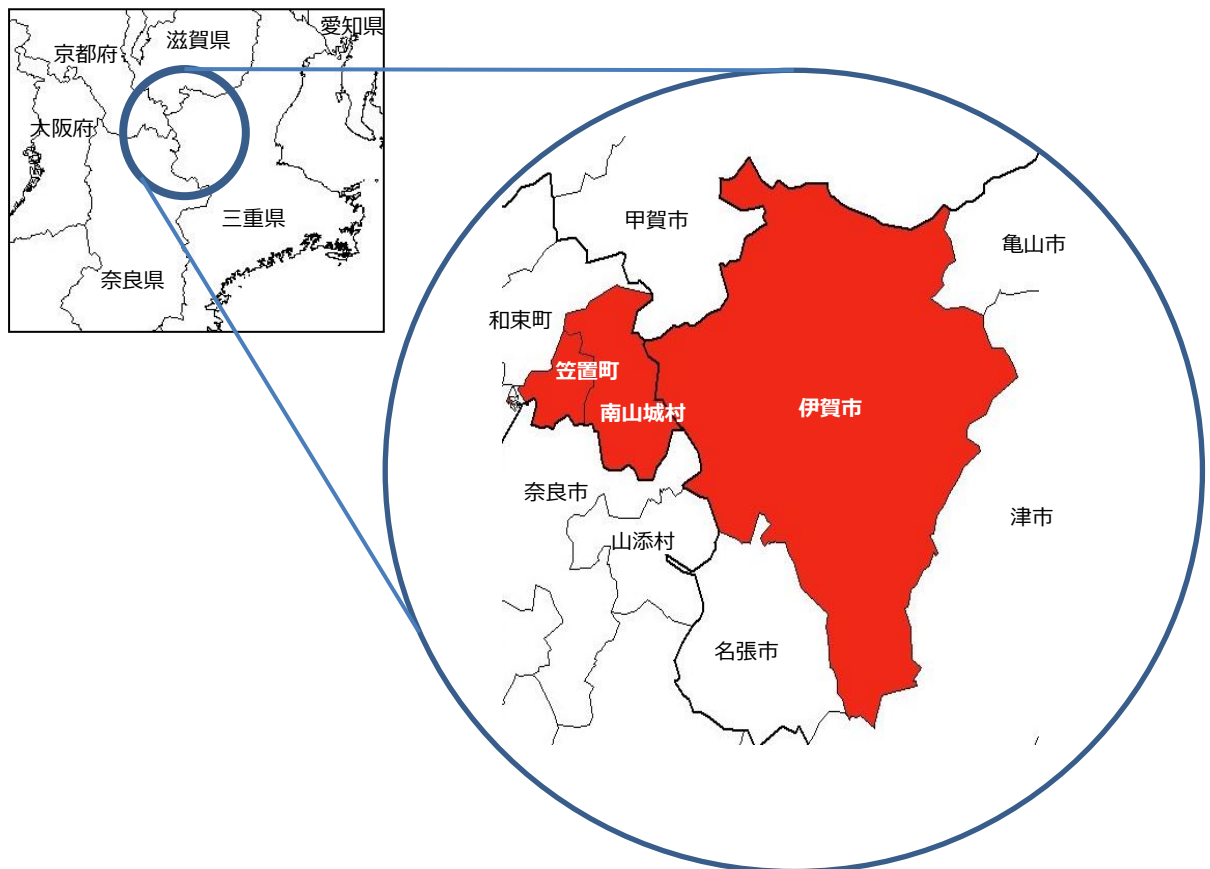
1. 定住自立圏の名称

伊賀・山城南定住自立圏

2. 圏域を構成する市町村の名称

三重県伊賀市

京都府笠置町、南山城村



3. 定住自立圏共生ビジョンの目的

定住自立圏構想とは、「中心市」の都市機能と「連携自治体」の魅力を活用して相互に役割分担し、連携・協力することで、圏域に暮らす全ての住民が幸せを実感できる地域にするとともに、地方圏への定住を促進するための取り組みです。

この構想実現のため策定する定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏推進要綱（平成20年総行応第39号）及び定住自立圏形成協定に基づき、圏域全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、自立のための経済基盤や地域の誇りを培い、地域の活性化を図るため、中長期的な観点から、圏域が目指す将来像及びその実現のために

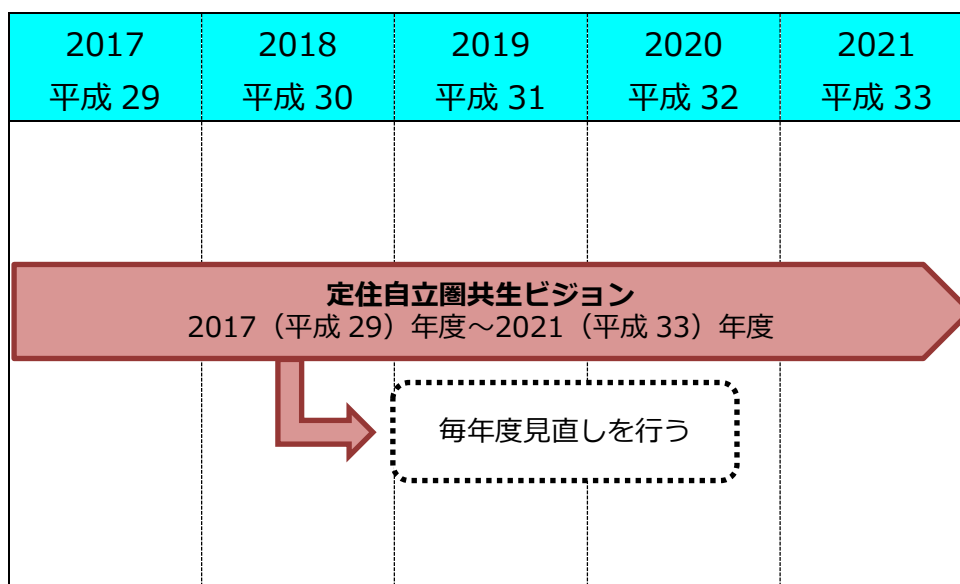
必要な具体的な取組等を明らかにするものです。

なお、本ビジョンは、圏域の定住自立圏構想の推進にあたり、総務省をはじめ、各府省の支援の根拠となるものです。

また、現在各市町村において、2015（平成 27）年度～2019（平成 31）年度までを計画期間とした「地方版総合戦略」を策定し、人口減少社会に歯止めをかけるための取組を進めています。定住自立圏構想についても、国の地方創生の基本方針の中で取組が推進されているところであり、本圏域においても、この取り組みを進めていきます。

4. 定住自立圏共生ビジョンの期間

2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度までの 5 年間の計画とし、毎年度所要の見直しを行うこととします。



第2章 圏域の概況と将来像

1. 圏域を構成する市町村の概要

	いがし		市町村コード	
	伊賀市		242161	
	所在地	三重県伊賀市上野丸之内 116 番地		
	TEL	0595-22-9620	FAX	0595-22-9672
市の花	ささゆり	URL	http://www.city.iga.lg.jp/	
市の木	あかまつ	E-mail	sougouseisaku@city.iga.lg.jp	
市の鳥	きじ	地域指定	低開発、山振、近畿圏、中部圏、辺地	
概況	<p>伊賀市は、三重県の北西部に位置し、四方を山々に囲まれた盆地で豊かな自然に恵まれています。京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都に隣接する地域性と交通の要所として、江戸時代には藤堂家の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えてきました。京・大和文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成し、伊賀流忍者や俳聖松尾芭蕉のふるさととして歴史文化の息づく町としても発展しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>			
総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来像 勇気と覚悟が未来を創る『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市 ・ 基本政策 <ul style="list-style-type: none"> ①安全・安心 ～市民の暮らしの「安全・安心」を確保します～ ②活力 ～自立・持続できる「活力」を創出していきます～ ③人・地域づくり ～未来のまちづくりを担う「人・地域づくり」を進めます～ 			
総合戦略基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 男女を問わず希望どおり働くことができる“伊賀”にする ② 安心して子どもを産み、育てることができる“伊賀”にする ③ 生涯住み続けたいと思える“伊賀”にする ④ 来たい・住みたいと思える“伊賀”にする 			

	かさぎちょう		市町村コード	
	笠置町		263648	
	所在地	京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の 1		
	TEL	0743-95-2301	FAX	0743-95-2961
町の花	そめいよしの	URL	http://www.town.kasagi.lg.jp/	
町の木	みやまつつじ	E-mail	kikakukankou@town.kasagi.lg.jp	
町の鳥	うぐいす	地域指定	過疎	
概況	<p>笠置町は、京都府の最南端に位置し、府内で一番小さな町です。町のシンボルでもある笠置山は古くから信仰の対象とされ、山頂の笠置寺には日本一といわれる弥勒大磨崖仏があります。また、後醍醐天皇の行在所としても知られ、当時をしのぶ史跡も数多く残っています。</p> <p>四季を通じて豊かな自然を楽しめ、日本の桜名所百選に選定されている約 3,000 本の桜が春を告げ、秋には笠置山が錦に染まります。笠置町は歴史と美しい自然が調和する町です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>			
総合計画	<p>・構想の 3 つの施策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たな定住をめざす環境共生のまちづくり ② 活発な交流活動によるにぎわいづくり ③ 主体性のあるまちづくり・ひとづくり 			
総合戦略 基本目標	<ol style="list-style-type: none"> ① 笠置町における安定した雇用を創出する ② 笠置町への新しい人の流れを創出する ③ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する ④ 地域が連携し、安心して暮らし、助け合えるまちをつくる 			

	みなみやましろむら		市町村コード	
	南山城村		263672	
	所在地	京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保 14 番地の 1		
	TEL	0743-93-0102	FAX	0743-93-3030
村の花	つつじ	URL	http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/	
村の木	山桜	E-mail	d-soumu@vill.minamiyamashiro.lg.jp	
村の鳥	—	地域指定	山振、辺地	
概況	<p>南山城村は、京都府の南東端に位置し、南は奈良県、北は滋賀県、東は三重県に隣接している、京都府で唯一の“村”です。中央には雄大な木津川の流れと、高山ダム湖と夢絃峡の清流が生み出す幽玄美、点在する集落には緑豊かな茶畑が広がり、良質な宇治茶の主産地として知られています。北側には夏場でも清涼な童仙房高原など、豊かな自然と里山の風景を残した元気な村です。</p>			
				
総合計画	<p>・むらづくりビジョン 自然が薫り 絆が生きる 自立する村！みなみやましろ</p> <p>・魅力あるむらづくりプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「産業再生」プロジェクト ● 「絆づくり」プロジェクト ● 「次世代担い手育成」プロジェクト ● 「南山城村保全」プロジェクト 			
総合戦略 基本目標	<ol style="list-style-type: none"> ① 村に安定した雇用を創出する ② 村に新しい人の流れをつくる ③ 村で暮らし続けることを実現する 			

2. 各市町村の人口と面積

市町村名	人口（人）	面積（km ² ）
伊賀市	94,274	558.23
笠置町	1,446	23.52
南山城村	2,911	64.11
圏域合計	98,631	645.86

※人口は2016（平成28）年4月1日住民基本台帳人口、面積は2015（平成27）年国勢調査の数値を用いています。

3. 伊賀・山城南定住自立圏の経緯

2015（平成27）年6月24日に、伊賀市が定住自立圏構想推進要綱に基づく中心市宣言を行ないました。中心市宣言後は、圏域形成のため、隣接する名張市、笠置町、南山城村、山添村へ趣旨説明を行い、各自治体担当者により、連携できる可能性がある取組についての調査研究を行いました。

2016（平成28）年度に入り、笠置町及び南山城村と圏域形成に向けて、さらに取組を進めることを確認し、6月16日には「伊賀・山城南定住自立圏推進協議会」を設立しました。協議会では、定住自立圏形成協定の対象項目及び取組内容について協議し、構成する全ての市町村の9月定例議会にて協定締結議案の議決をいただきました。そして10月4日に合同調印式を開催し、伊賀市と笠置町、南山城村との間において、伊賀・山城南定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。これにより、三重県と京都府の2府県にまたがる定住自立圏域が形成されました。

4. 圏域の状況

(1) 総人口の状況

圏域人口は、国勢調査によると 1995（平成 7）年の 107,650 人を境に減少傾向にあります。2015（平成 27）年の国勢調査による圏域人口は、94,601 人で、2010（平成 22）年の 101,911 人と比べ、7.2%（▲7,310 人）減少しており。圏域を形成する伊賀市、笠置町、南山城村のいずれの自治体においても減少し続けています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している人口推計によると、今後も本圏域における全自治体の人口は減少し続けると推計されています。2040（平成 52）年の圏域人口は 72,746 人で、2015（平成 27）年と比較すると、23.1%（▲21,855 人）減少すると予測されています。

連携市町村の人口推移・推計

		実績値							推計値				
		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
伊賀市	実数 (人)	96,846	97,752	101,403	101,518	100,617	97,207	90,581	89,000	84,509	79,913	75,270	70,577
	増減率 (%)	-	0.9	3.7	0.1	▲0.9	▲3.4	▲6.8	▲1.7	▲5.0	▲5.4	▲5.8	▲6.2
笠置町	実数 (人)	2,429	2,311	2,223	2,056	1,876	1,626	1,368	1,310	1,163	1,017	889	775
	増減率 (%)	-	▲4.9	▲3.8	▲7.5	▲8.8	▲13.3	▲15.9	▲4.2	▲11.2	▲12.6	▲12.6	▲12.8
南山城村	実数 (人)	3,701	3,890	4,024	3,784	3,466	3,078	2,652	2,488	2,185	1,903	1,639	1,394
	増減率 (%)	-	5.1	3.4	▲6.0	▲8.4	▲11.2	▲13.8	▲6.2	▲12.2	▲12.9	▲13.9	▲14.9
圏域全体	実数 (人)	102,976	103,953	107,650	107,358	105,959	101,911	94,601	92,798	87,857	82,833	77,798	72,746
	増減率 (%)	-	0.9	3.6	▲0.3	▲1.3	▲3.8	▲7.2	▲1.9	▲5.3	▲5.7	▲6.1	▲6.5

資料：国勢調査

(2) 年齢3区分人口の状況

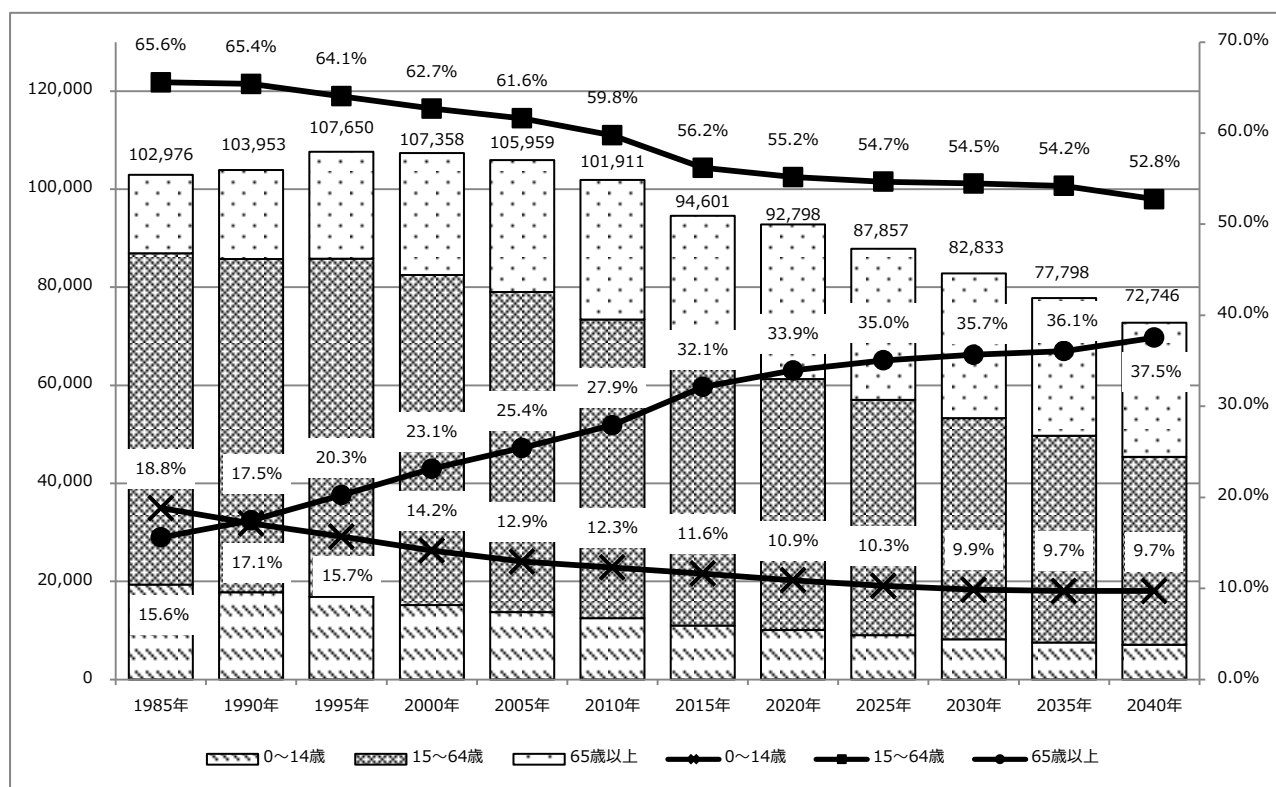
年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、1985（昭和60）年以降、減少し続けており、1990（平成2）年には、老年人口（65歳以上）が年少人口を上回りました。老年人口割合は、今後も増加し続け、2040（平成52）年には37.5%と推計されており、高齢化率が進んでいます。

連携市町村の年齢3区分人口の推移・推計

区分			実績値							推計値				
			S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
伊賀市	年少	実数(人)	18,218	16,780	15,973	14,492	13,200	12,167	10,763	9,919	8,884	8,040	7,458	6,972
		比率(%)	18.8	17.2	15.8	14.3	13.1	12.5	11.9	11.1	10.5	10.1	9.9	9.9
	生産	実数(人)	63,542	63,919	64,940	63,660	62,119	58,273	51,131	49,389	46,509	43,835	41,063	37,474
		比率(%)	65.6	65.4	64.0	62.7	61.7	59.9	56.5	55.5	55.0	54.9	54.6	53.1
	老年	実数(人)	15,086	17,053	20,490	23,366	25,298	26,767	28,668	29,692	29,116	28,038	26,749	26,131
		比率(%)	15.6	17.4	20.2	23.0	25.1	27.5	31.7	33.4	34.5	35.1	35.5	37.0
笠置町	年少	実数(人)	419	374	325	256	183	120	63	66	55	46	40	35
		比率(%)	17.2	16.2	14.6	12.5	9.8	7.4	4.6	5.0	4.7	4.5	4.5	4.5
	生産	実数(人)	1,631	1,511	1,409	1,254	1,086	893	678	624	530	458	397	334
		比率(%)	67.1	65.4	63.4	61.0	57.9	54.9	49.6	47.6	45.6	45.0	44.7	43.1
	老年	実数(人)	379	426	489	546	607	613	627	620	578	513	452	406
		比率(%)	15.6	18.4	22.0	26.6	32.4	37.7	45.8	47.3	49.7	50.4	50.8	52.4
南山村	年少	実数(人)	738	649	587	454	338	250	175	116	96	78	65	55
		比率(%)	19.9	16.7	14.6	12.0	9.8	8.1	6.6	4.7	4.4	4.1	4.0	3.9
	生産	実数(人)	2,367	2,557	2,614	2,400	2,096	1,744	1,353	1,191	991	829	713	570
		比率(%)	64.0	65.7	65.0	63.4	60.5	56.7	51.4	47.9	45.4	43.6	43.5	40.9
	老年	実数(人)	596	684	823	930	1,032	1,084	1,105	1,181	1,098	996	861	769
		比率(%)	16.1	17.6	20.5	24.6	29.8	35.2	42.0	47.5	50.3	52.3	52.5	55.2
圏域全体	年少	実数(人)	19,375	17,803	16,885	15,202	13,721	12,537	11,001	10,101	9,035	8,164	7,563	7,062
		比率(%)	18.8	17.1	15.7	14.2	12.9	12.3	11.6	10.9	10.3	9.9	9.7	9.7
	生産	実数(人)	67,540	67,987	68,963	67,314	65,301	60,910	53,162	51,204	48,030	45,122	42,173	38,378
		比率(%)	65.6	65.4	64.1	62.7	61.6	59.8	56.2	55.2	54.7	54.5	54.2	52.8
	老年	実数(人)	16,061	18,163	21,802	24,842	26,937	28,464	30,400	31,493	30,792	29,547	28,062	27,306
		比率(%)	15.6	17.5	20.3	23.1	25.4	27.9	32.1	33.9	35.0	35.7	36.1	37.5

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

圏域全体の年齢3区分人口の推移・推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(3) 伊賀市への通勤・通学の状況

中心市である伊賀市には、笠置町及び南山城村から多くの住民が通勤・通学しており、雇用面でのつながりが強いことが伺えます。

	通勤通学割合 〔A / B〕	本市に対して通勤通学する就 業者及び通学者数〔A〕(人)	当該市村に常住する就業者及 び通学者数〔B〕(人)
笠置町	0.082	55	669
南山城村	0.245	325	1,324

資料：2010（平成22）年国勢調査

(4) 圏域住民による中心市都市機能の利用状況

①医療機能

伊賀市では、圏域住民の安全・安心な暮らしを支えるために、一次救急医療と二次救急医療のすみわけを進めており、特に二次救急医療体制の確保に向け、実施病院等との連携強化に取り組むなど、地域医療の充実に努めています。

本圏域については、府県をまたぎ、それぞれの地域で医療体制を構築している中で、一定割合の受診者を受け入れており、圏域住民の暮らしを支えています。

◆居住地別外来延患者数（2015（平成 27）年度）

	伊賀市	笠置町	南山城村	その他	合計
上野総合市民病院	人	人	人	人	人
岡波総合病院	人	人	人	人	人

◆居住地別入院延患者数（2015（平成 27）年度）

	伊賀市	笠置町	南山城村	その他	合計
上野総合市民病院	人	人	人	人	人
岡波総合病院	人	人	人	人	人

◆救急車搬送件数（2015（平成 27）年度）

	件数
上野総合市民病院	件
岡波総合病院	件

◆伊賀市応急診療所の居住地別患者数

患者数（割合）	伊賀市	笠置町	南山城村	その他	合計
2015（平成 27）年度	人	人	人	人	人
	%	%	%	%	%

②教育機能

伊賀市には、県立高等学校が3校、私立高等学校が2校あり、県外を含む近隣自治体から、多数の学生が通学しています。また伊賀市立図書館（分館含む）にも、圏域住民の利用者が多数います。

◆伊賀市内県立高等学校の居住地別生徒数

校名	伊賀市	笠置町	南山城村	その他	合計
上野高等学校	人	人	人	人	人
伊賀白鳳高等学校	人	人	人	人	人
あけぼの学園高等学校	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人

◆伊賀市立図書館 図書利用カード登録者数（2015（平成27）年度）

伊賀市	笠置町	南山城村	その他	合計
人	人	人	人	人

（5）産業について

圏域における就業人口は、人口減少に伴い減少傾向にあります。就業人口の割合を見ると、伊賀市においては、第2次産業の割合が高く、笠置町、南山城村においては、第3次産業の割合が高くなっています。

圏域の産業別総生産の推移について、リーマンショック後の2008（平成20）年から2009（平成21）年にかけて大きく減少した第2次産業の総生産は、その後回復傾向にあります。

産業別就業人口（割合）

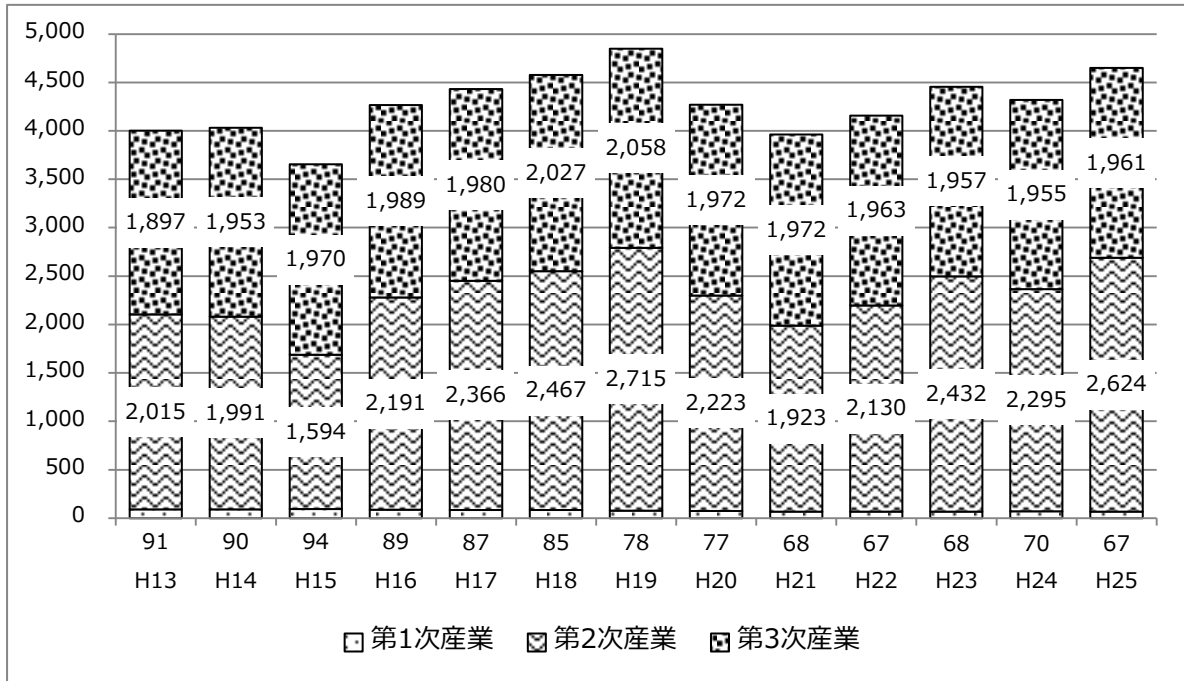
※上段は人数、下段は構成割合

区分	項目	2000（H12）	2005（H17）	2010（H22）
伊賀市	第1次産業	3,555 7.0%	3,763 7.6%	2,432 5.5%
	第2次産業	21,159 41.5%	19,250 38.8%	17,159 39.2%
	第3次産業	26,263 51.5%	26,545 53.6%	24,235 55.3%
笠置町	第1次産業	54 5.7%	48 5.5%	22 3.2%
	第2次産業	242 25.5%	212 24.4%	165 23.9%
	第3次産業	652 68.8%	609 70.1%	503 72.9%
南山城村	第1次産業	386 20.0%	362 20.7%	250 17.0%
	第2次産業	416 21.6%	374 21.4%	295 20.1%
	第3次産業	1,125 58.4%	1,014 57.9%	924 62.9%
圏域全体	第1次産業	3,995 7.4%	4,173 8.0%	2,704 5.9%
	第2次産業	21,817 40.5%	19,836 38.0%	17,619 38.3%
	第3次産業	28,040 52.1%	28,168 54.0%	25,662 55.8%

資料：国勢調査

圏域内の産業別総生産の推移

(億円)



		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
伊賀市	第1次	82	82	83	78	76	74	68	67	59	58	59	60	58
	第2次	1,984	1,937	1,578	2,176	2,354	2,454	2,699	2,212	1,908	2,119	2,419	2,283	2,605
	第3次	1,779	1,841	1,867	1,889	1,887	1,932	1,965	1,884	1,883	1,881	1,878	1,878	1,885
笠置町	第1次	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	第2次	8	7	6	5	5	5	5	4	7	5	6	6	6
	第3次	34	35	35	35	36	39	37	35	34	32	31	30	29
南山城村	第1次	8	8	10	10	10	10	9	9	9	9	9	10	9
	第2次	23	47	10	10	7	8	11	7	8	6	7	6	13
	第3次	84	77	68	65	57	56	56	53	55	50	48	47	47
圏域全体	第1次	91	90	94	89	87	85	78	77	68	67	68	70	67
	第2次	2,015	1,991	1,594	2,191	2,366	2,467	2,715	2,223	1,923	2,130	2,432	2,295	2,624
	第3次	1,897	1,953	1,970	1,989	1,980	2,027	2,058	1,972	1,972	1,963	1,957	1,955	1,961
	合計	4,004	4,039	3,661	4,304	4,431	4,586	4,863	4,287	3,979	4,176	4,478	4,344	4,685

資料：三重県市町民経済計算、京都市市町村民経済計算

5. 圏域の将来像

伊賀市、笠置町、南山城村で構成される本圏域は、地理的に三重県と京都府の境に跨るとともに、中部圏と近畿圏の境にも位置しています。また、大阪湾に流入する淀川水系のひとつである木津川が圏域内を流れており、圏域全体が周囲を山々に囲まれた自然に恵まれた地域です。

古くは和銅の道・大和街道・伊賀街道が整備され、都と隣接する交通の要所として、また今では圏域内を東西に縦断する国道 163 号線や J R 関西本線が整備され、中部圏と近畿圏を結ぶ交通の要所となっており、従来から買物、医療、通勤など暮らしに欠かせない生活機能面における人の流れや、住民相互の交流があることもうかがえます。

さらには、歴史風土を背景とする観光資源や、恵まれた自然環境から産出される農産物等の特産品も数多くあります。

このように、本圏域は、府県の境にあり、中部圏と近畿圏を挟んでいるにも関わらず、従来から様々な面でお互いの繋がりや結びつきが強く、圏域外に誇れる潜在力も高い地域であるといえることから、それぞれの地域が有する都市機能や固有の地域資源等を理解し、お互いが有する強みを持ちより弱みをカバーしあい、これまでからの繋がりや結びつきをこれまで以上に強めあうことで、魅力ある圏域を創り出すことを目指します。

そこで、連携の基本イメージとして『水と歴史でつながる圏域』を掲げるとともに、以下の 2 つの視点により、取り組みを推進します。

“水と歴史でつながる圏域” 伊賀・山城南圏域

◆住みなれた地域で安心して暮らせるようにする

医療体制や子育て支援、防災体制、働く場所の確保、地域公共交通体制の構築など、地域で暮らす生活基盤の維持・確保を図り、住みなれた地域で暮らせる圏域をめざします。

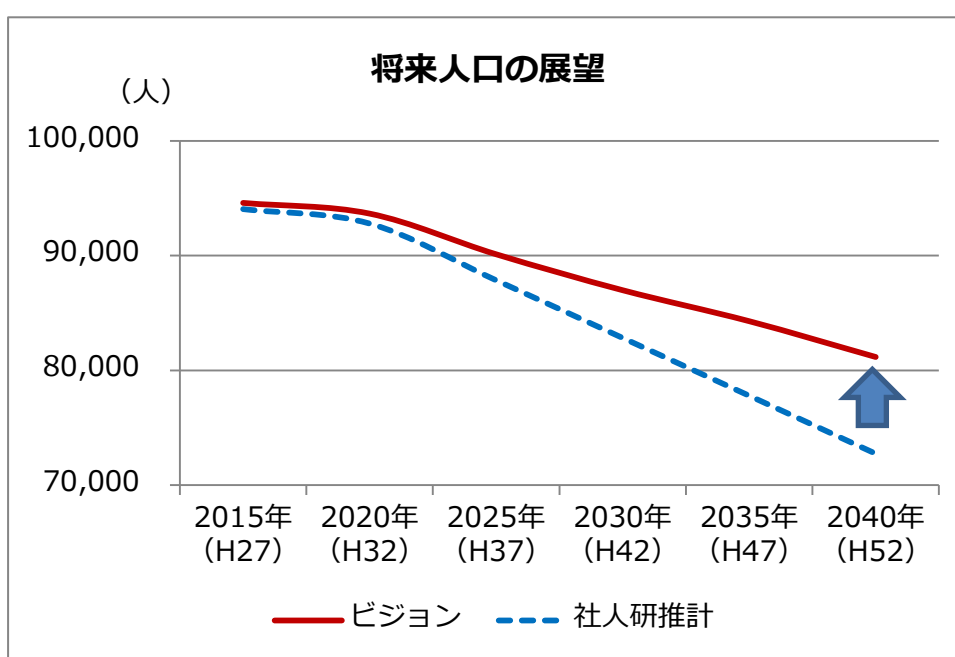
◆活発な交流により、賑わいを創出する

伊賀市・笠置町・南山城村が持つ地域資源、また地域に暮らす人材の交流等により、圏域全体で多様な資源の魅力を高め、にぎわいの創出をめざします。

6. 圏域人口の将来目標

2015（平成 27）年度、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みにおいて、圏域を構成する自治体では、これまでの人口動態等を分析し、将来の自治体の人口を展望した人口ビジョンをそれぞれ策定しました。

それぞれの自治体の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、近隣市町村との連携などの広域的なまちづくりを進めることが謳われており、人口ビジョンもこうした取り組みを進めることを念頭に展望したものであることから、圏域全体の将来人口については、それぞれの自治体の人口ビジョンの合計 81,172 人をベースとし、2040（平成 52）年の圏域人口について、81,200 人を目標とします。



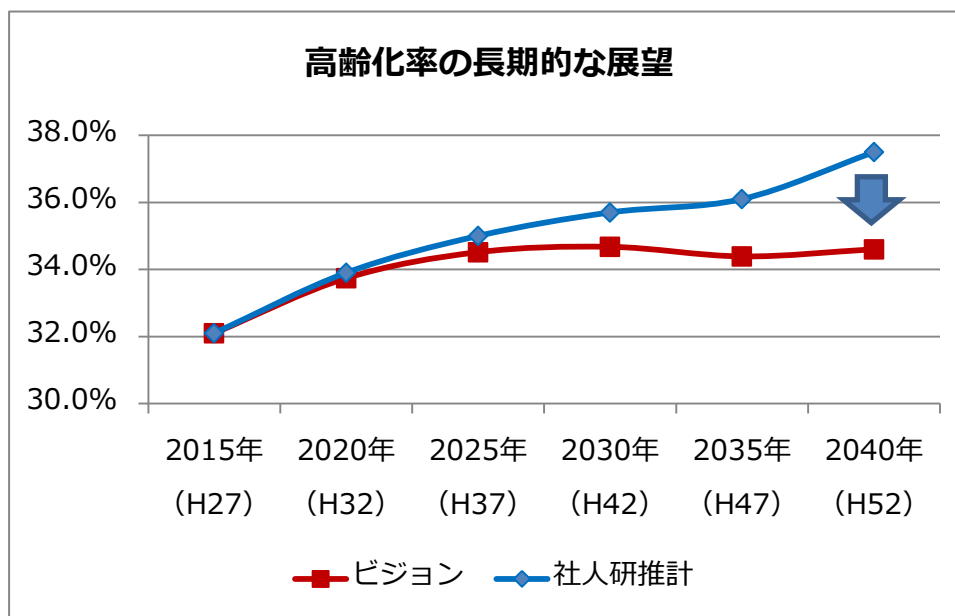
	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)	2035 (H47)	2040 (H52)
人口展望	94,601 人	93,667 人	90,122 人	86,993 人	84,292 人	81,172 人
社人研推計	94,061 人	92,798 人	87,857 人	82,833 人	77,798 人	72,746 人

人口展望の内訳

	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)	2035 (H47)	2040 (H52)
伊賀市	93,291 人	89,480 人	86,066 人	83,031 人	80,390 人	77,284 人
笠置町	1,392 人	1,262 人	1,142 人	1,037 人	950 人	888 人
南山城村	2,913 人	2,925 人	2,914 人	2,925 人	2,952 人	3,000 人
合計	94,601 人	93,667 人	90,122 人	86,993 人	84,292 人	81,172 人

7. 圏域の高齢化率の将来展望

圏域の高齢化率については、2017（平成 27）年国勢調査では、30%を超えており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も上昇を続けるよう推計されています。圏域全体の高齢化率についても、人口の将来展望と同様に、人口ビジョンをベースとし、2040（平成 52）年の目標の設定を 34.6%とします。



	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)	2035 (H47)	2040 (H52)
人口展望	32.1%	33.7%	34.5%	34.7%	34.4%	34.6%
社人研推計	32.1%	33.9%	35.0%	35.7%	36.1%	37.5%

老年人口及び高齢化率の展望の内訳

	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)	2035 (H47)	2040 (H52)
伊賀市	28,668 人	29,729 人	29,298 人	28,457 人	27,416 人	26,579 人
笠置町	627 人	594 人	558 人	506 人	460 人	438 人
南山城村	1,105 人	1,280 人	1,250 人	1,202 人	1,111 人	1,070 人
合計	30,400 人 32.1%	31,603 人 33.7%	31,106 人 34.5%	30,165 人 34.7%	28,987 人 34.4%	28,087 人 34.6%
(参考) 圏域人口	94,601 人	93,667 人	90,122 人	86,993 人	84,292 人	81,172 人

8. 中心市と連携市町村の役割

伊賀・山城南定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取り組みについては、互いに役割分担し、できることから着実に取り組んでいくこととします。

中心市である伊賀市は、圏域内の住民が安心して暮らしていけるよう都市機能を確保し、圏域内の魅力の向上及び活性化等に取り組めます。

笠置町及び南山城村においては、伊賀市と連携を図りながら、生活機能の確保・充実に努めるとともに、各地域が有する地域資源を活かした事業に取り組めます。

なお、取組を進めるにあたっては、時代のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会等での関係者の意見を幅広く反映することとします。

さらには、伊賀・山城南定住自立圏推進協議会等、自治体間での協議・調整の場において、それぞれの取組成果の把握・検証を行うなど、P D C Aサイクルを構築し、次の施策や事業へつなげることとします。

第3章 伊賀・山城南定住自立圏の取組

1. 協定項目一覧表

協定項目		伊賀市	笠置町	南山城村
1. 生活機能の強化				
(1)医療				
①	救急医療体制の推進	○	○	○
(2)健康・福祉				
①	子育て支援事業の充実	○	○	○
②	高齢・障がい福祉事業の充実	○	○	○
③	健康づくり事業の充実	○	○	○
(3)教育				
①	教育環境の整備	○		○
②	文化・スポーツ活動の振興	○	○	○
③	生涯学習活動の推進	○	○	○
(4)産業振興				
①	就労支援と雇用の促進	○		○
②	企業立地の促進	○		○
③	広域観光事業	○	○	○
④	地域ブランド創造促進事業	○		○
⑤	鳥獣被害防止対策	○	○	○
(5)環境				
①	不法投棄防止対策	○	○	○
②	ごみ処理の広域連携の強化	○	○	○
③	木津川流域の環境整備	○	○	○
(6)防災				
①	広域連携による防災力の強化	○	○	○
②	相互応援体制の確立	○	○	○
2. 結びつきやネットワークの強化				
(1)公共交通				
①	地域公共交通対策	○	○	○
(2)ICTの活用				
①	地域情報の共有化の推進	○	○	○

協定項目	伊賀市	笠置町	南山城村
(3)交通インフラ整備			
①広域幹線道路等の整備促進	○	○	○
(4)地産地消			
①地産地消の推進と販路拡大	○		○
(5)地域内外の住民との交流			
①移住・交流施策の推進	○	○	○
②空き家の利活用	○		○
③公共施設の相互利用	○	○	○
④交流拠点施設の活用などによる地域間交流	○	○	○
3. 圏域マネジメント能力の強化			
(1)人材育成・交流			
①圏域内職員の人材育成	○	○	○
(2)外部からの人材育成			
①専門的な知識経験を有する人材の確保	○	○	○

2. 具体的な取組の体系図

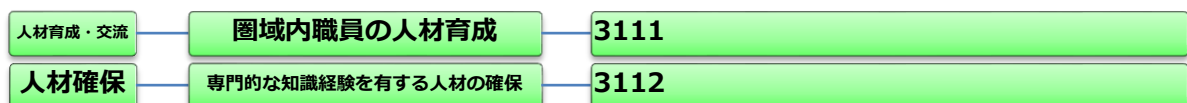




◆ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野



◆ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野



第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

1. 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

基本目標

①救急医療体制の推進

協定の内容	
取組内容	圏域住民が安心して救急医療を受けられるよう、関係機関と協議を図るとともに、救急医療の適正利用のための普及啓発に取り組みます。
中心市の役割	救急医療体制維持に必要な支援を行うとともに、乙と連携し、住民等への啓発等を行います。
連携市町村の役割	甲及び関係機関と協力し、圏域の救急体制の維持に努めるとともに、住民等への啓発等を行います。
具体的な取組事項	
事業No.	事業名
1111	
1112	
成果を示す指標 (K P I)	
事業の効果	

事業No.	1111	事業名			
連携市町村		伊賀市	笠置町	南山城村	
		○	○	○	
事業概要					
役割分担					

事業費（千円）	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	計
伊賀市						
笠置町						
南山城村						
計						
活用する補助金等						

事業No.	1112	事業名				
連携市町村	伊賀市		笠置町		南山城村	
	○		○		○	
事業概要						
役割分担						
事業費（千円）	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	計
伊賀市						
笠置町						
南山城村						
計						
活用する補助金等						

(2) 健康・福祉

(3) 教育

(4) 産業振興

(5) 環境

(6) 防災

2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 公共交通

基本目標

①地域公共交通対策

協定の内容	
取組内容	鉄道、バス等、圏域住民の交通手段の確保のため、公共交通機関の利便性の向上と利用促進を図ります。
中心市の役割	乙及び関係機関と連携し、地域公共交通の利用促進を図るとともに、病院等の公共的施設の開設時間に合わせたダイヤ調整を行います。
連携市町村の役割	甲及び関係機関と連携し、地域公共交通の利用促進を図るとともに、病院等の公共的施設の開設時間に合わせたダイヤ調整を行います。
具体的な取組事項	
事業No.	事業名
2111	
2112	
2113	
2114	
成果を示す指標 (K P I)	
事業の効果	

事業No.	2111	事業名			
連携市町村	伊賀市	笠置町	南山城村		
	○	○	○		
事業概要					

役割分担						
事業費（千円）	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	計
伊賀市						
笠置町						
南山城村						
計						
活用する補助金等						

事業No.	2112	事業名				
連携市町村	伊賀市		笠置町		南山城村	
	○		○		○	
事業概要						
役割分担						
事業費（千円）	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	計
伊賀市						
笠置町						
南山城村						
計						
活用する補助金等						

事業No.	2113	事業名				
連携市町村	伊賀市		笠置町		南山城村	
	○		○		○	
事業概要						
役割分担						
事業費（千円）	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	計
伊賀市						

	笠置町						
	南山城村						
	計						
活用する補助金等							

事業No.	2114	事業名				
連携市町村	伊賀市	笠置町	南山城村			
	○	○	○			
事業概要						
役割分担						
事業費（千円）	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	計
伊賀市						
笠置町						
南山城村						
計						
活用する補助金等						

(2) ICTの活用

(3) 交通インフラ整備

(4) 地産地消

(5) 地域内外の住民との交流

3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材育成・交流

基本目標

①圏域内職員の人材育成

協定の内容	
取組内容	圏域内職員の能力及び資質の向上を図り、双方の組織力の活性化と職員を育成するため、合同で研修会等を実施します。
中心市の役割	圏域で実施することが効果的な職員向けの研修会等を企画、実施するとともに、乙が実施する職員研修等に参加します。
連携市町村の役割	甲が実施する職員向け研修会等に参加するとともに、乙が実施する職員研修等に、甲の職員の参加の機会を提供します。
具体的な取組事項	
事業No.	事業名
3111	
成果を示す指標 (K P I)	
事業の効果	

事業No.	3111	事業名		
連携市町村	伊賀市	笠置町	南山城村	
	○	○	○	
事業概要				
役割分担				

事業費（千円）	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	計
伊賀市						
笠置町						
南山城村						
計						
活用する補助金等						

(2) 外部からの人材確保

資料編

1. 伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第6に規定する定住自立圏共生ビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、又は変更するに当たり、関係者の意見を幅広く反映するため、伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更に関することについて協議する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年11月14日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

番号	区分	氏名	所属団体	備考
1	全般	土山 希美枝	龍谷大学政策学部	副会長
2	全般	松田 克彦	三重県伊賀地域防災総合事務所	
3	全般	中西 正和	京都府山城広域振興局	
4	医療・福祉	奥田 詩織	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会	
5	教育	上出 通雄	社会教育委員	
6	産業振興	稲垣 八尺	一般社団法人伊賀上野観光協会	
7	産業振興	栗野 仁博	上野商工会議所	
8	環境・防災	奥 伸也	伊賀市消防団	
9	公共交通・情報	長澤 卓夫	西日本旅客鉄道株式会社	
10	住民交流	島井 不二雄	島ヶ原地域まちづくり協議会	会長
11	笠置町	仲北 悦雄	笠置町区長会	
12	笠置町	中西 隆夫	一般社団法人観光笠置	
13	南山城村	安場 昭和	社会福祉法人南山城村社会福祉協議会	
14	南山城村	大仲 順子	南山城村人権擁護委員	

3. 伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン策定経過

4. 定住自立圏構想中心市宣言

定住自立圏中心市宣言

現在、わが国は、少子化や高齢化による本格的な人口減少社会に突入しており、特に地方においては、急速な少子化・高齢化に加え、都市圏への人口流出による大幅な人口減少が深刻な問題となっており、それぞれの地方自治体は、地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。

古くから「伊賀の国」として知られる伊賀地域は、三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府・奈良県に隣接し、東は鈴鹿山脈と布引山地、西は大和高原などに囲まれた盆地で、淀川の源流域として自然環境に恵まれたところです。

また、当地域は、俳聖松尾芭蕉や江戸川乱歩の生誕地、観阿弥創座の地、横光利一、荒木又右衛門などのゆかりの地であるとともに、伊賀流忍者のふるさととしても知られており、当地域内だけでなく、府県を越えた近隣自治体とも歴史的・文化的・経済的に深い結びつきがあり、生活圏を共有しています。

今後、伊賀市や近隣自治体は、先人から受け継いだ数多くの宝をそれぞれの地域の潜在力として活かしながら、行政区域という垣根を越えた広域的な取り組みを進める必要があります。このため住民をはじめとしたあらゆる主体と連携・協力することにより、圏域全体で医療、福祉、教育、交通といった住民の暮らしに必要な生活機能を確保し、都市への人口流出を食い止め、定住人口の確保という新たな人の流れを創出していかねばなりません。

本市は、近隣自治体とともにそれぞれの地域資源や特性を活かし、互いに連携し、住民が安心して暮らせる圏域づくりを進めていくため、中心的な役割を果たす「中心市」となることをここに宣言します。

2015（平成 27）年 6 月 24 日

伊賀市長 **岡本 栄**

5. 定住自立圏の形成に関する協定書【笠置町・南山城村】

定住自立圏の形成に関する協定書【笠置町】

伊賀市（以下「甲」という。）と笠置町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、人口定住のために必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、地域の特性を活かし、住民が安心して暮らせる圏域づくりを進めていくため、定住自立圏を形成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する具体的事項）

第3条 政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に係る連携、協力及び費用分担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、連携及び協力を図り事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する事務の執行について必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、議会の議決を経たことを証する書類を添付して書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年10月4日

甲 三重県伊賀市上野丸之内 116 番地

伊賀市

伊賀市長 岡 本 栄

乙 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の1

笠置町

笠置町長 西 村 典 夫

定住自立圏の形成に関する協定書【南山城村】

伊賀市（以下「甲」という。）と南山城村（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、人口定住のために必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、地域の特性を活かし、住民が安心して暮らせる圏域づくりを進めていくため、定住自立圏を形成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する具体的事項）

第3条 政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に係る連携、協力及び費用分担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、連携及び協力を図り事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する事務の執行について必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、議会の議決を経たことを証する書類を添付して書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年10月4日

甲 三重県伊賀市上野丸之内 116 番地

伊賀市

伊賀市長 岡 本 栄

乙 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保 14 番地の1

南山城村

南山城村長 手 仲 圓 容